

(照会先)
社会保険庁運営部医療保険課
課長 松岡 正樹
課長補佐 菅野 恵文 (内線 3610)

電話 (代表) 03-5253-1111

(直通) 03-3595-2805

平成19年12月26日

社 会 保 険 庁

秋田社会保険事務局における高額査定通知の未実施について

1 概 要

政府管掌健康保険及び船員保険に係る被保険者等に対する高額査定通知については、平成18年11月に、平成15年度から平成17年度において通知の実施漏れがあったこと、及び通知未実施にもかかわらず実施したとして虚偽の報告を行った社会保険事務局があったことを公表した。

その後、通知漏れとなった被保険者等に対する通知の実施及び虚偽の報告を行った職員に対する処分等を行った。

しかしながら、今般、秋田社会保険事務局において、通知未実施にもかかわらず実施していたとして虚偽の報告がされ、その後の通知漏れ調査においても正しく本庁に報告されていないことが判明した。

このため、関係する職員への聴取等事実関係の調査を行い、平成15年度から平成17年度において通知漏れの件数が確定したことから、通知対象者に対し、改めて通知することとした。

なお、通知漏れに係る状況調査において、通知をしていたと不適切な報告を行っていたことについて、報告の経過、関与者等を調査し必要な措置を検討することとしている。

2 通知の対象となる件数

82件

(これ以外にも任意継続被保険者であった者にも16件通知予定)

3 通知時期

12月26日

各事務局別通知件数

(単位:件)

	通知を行う件数
北海道	757
青森	25
岩手	29
宮城	17
秋田	110
山形	115
福島	158
茨城	170
栃木	125
群馬	14
埼玉	749
千葉	288
東京	692
神奈川	1,541
新潟	90
富山	103
石川	317
福井	15
山梨	1
長野	18
岐阜	43
静岡	438
愛知	750
三重	81
滋賀	23
京都	91
大阪	1,128
兵庫	190
奈良	40
和歌山	104
鳥取	151
島根	3
岡山	123
広島	106
山口	0
徳島	2
香川	3
愛媛	51
高知	56
福岡	584
佐賀	0
長崎	101
熊本	361
大分	9
宮崎	2
鹿児島	141
沖縄	81
合計	9,996

1月17日公表件数 28件

今回通知件数 82件

合計 110件

※1 平成19年1月17日に公表した資料に秋田事社会保険事務局の追加の未通知件数を加えたもの

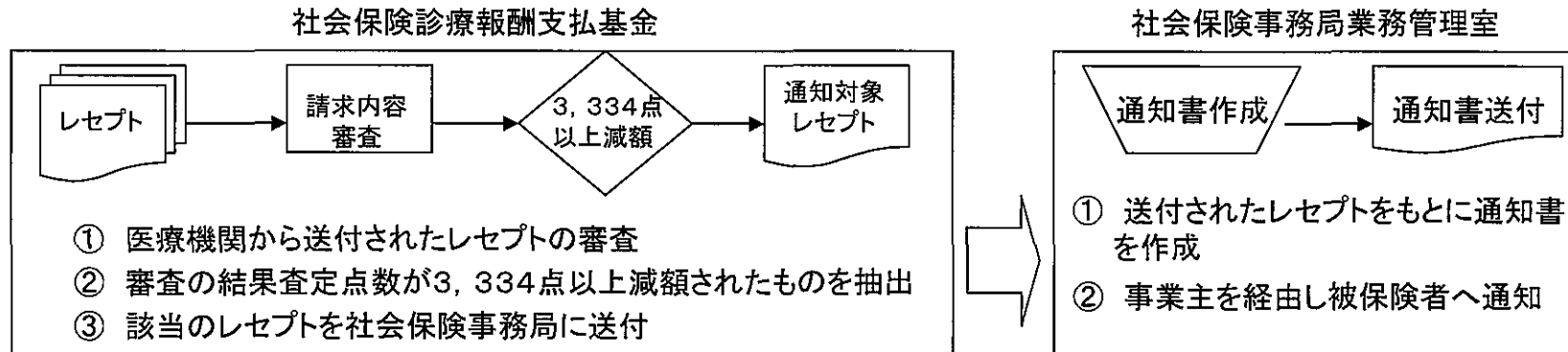
※2 任意継続被保険者分の未通知件数は含まれていない

高額査定レセプトにかかる被保険者あて通知の概要

1 概要

社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)におけるレセプトの審査により医療費の額に減額があった場合には、被保険者等の一部負担金等に過払いが生じることから、一部負担金等の額の減額の大きいケースについては、被保険者等に対して、医療費の額と減額された額を通知しているものである。

2 事務処理の流れ



3 医療費の返還方法等

医療機関への返還請求については、被保険者が医療機関に申し出ていただくこととなっている。

なお、医療機関が査定内容を了知して適切に対応する必要があることから、高額査定通知の対象となるレセプトの写しを支払基金から医療機関に送付している。

4 通知の基準等

- ・ 窓口での自己負担額が1万円以上減額となるものを通知対象としている。

※ $3,334 \text{点} \times 10 \text{円} \times 0.3 \text{(窓口負担割合)} = 10,002 \text{円}$

- ・ 基準については、昭和60年6月21日の保険者連絡協議会における申し合わせに準じた取扱としている。

(照会先)
社会保険庁運営部医療保険課
課長 松岡
課長補佐 菅野(内線 3610)
電話(代表) 03-5253-1111
(直通) 03-3595-2805

平成18年11月22日
社会保険庁

高額査定に係る被保険者等への通知件数及び通知漏れについて

1 概要

社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)における診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)の審査により医療費に減額があった場合に、健康保険の被保険者や被扶養者(以下「被保険者等」という。)が保険医療機関の窓口で支払う一部負担金に過払いが発生する。この場合、民法の規定に基づき、保険医療機関が当該被保険者等に過払いとなった金額について返還に応ずる義務を負うものであり、社会保険庁等においては、保険者として、一部負担金の額の減額が大きい場合については、支払基金の審査により減額された額及び減額後の医療費の総額を被保険者等にお知らせ(以下「高額査定通知」という。)している。

今般、外部から通知件数について照会があったことから、政府管掌健康保険における通知件数を取りまとめた。

この過程において、被保険者等への通知漏れのおそれがある事案が発見されたことから、全件を調査し、通知が行われていない対象者に対して、改めて通知を行うこととした。

なお、この通知状況に係る調査により、一部の社会保険事務局において、通知を全く実施していないにもかかわらず、実施していると本庁に対し虚偽の報告をしていた事実が判明したことから、報告の経過、関与者等を調査し必要な措置を検討することとしている。

2 通知対象を確定するために調査を要する件数の見込み

支払基金において抽出した高額査定通知の対象となる件数から、既に通知した件数及び資格喪失者の件数等を控除したものが、今回新たに通知する対象となると予定している。通知対象を確定するために調査を要する件数としては、平成15年度から平成17年度分で約1万8千件を見込んでいます。

なお、今後の調査において、実際に通知対象となる件数を確定する予定である。

3 今後の対応

① 被保険者等への対応

すべての社会保険事務局について、高額査定通知が実施されているかどうか、本庁職員により確認を行い、未通知のものがいないかどうか検証を行うこととしているが、決裁文書が保存されており、未通知者の特定が可能な過去3年間について再調査することとしており、最終的には事業所等を通じて被保険者等に通知をお送りすることとしている。

なお、窓口において過払いが生じた一部負担金の返還については、被保険者等が保険医療機関に申し出ていただくこととなる。

② 報告上問題のあった事務局職員等への対応

過去数年にわたり未通知であったにもかかわらず、本庁に実施したと報告していた埼玉、神奈川、愛知、鳥取の4社会保険事務局及び平成17年度に実施したとして報告していた山形社会保険事務局については、担当者、管理者等に対し、通知を行わなかった理由や経過等について事情聴取を行うとともに、上記の調査を踏まえ、必要な措置を検討することとしている。

4 今後のスケジュール（案）

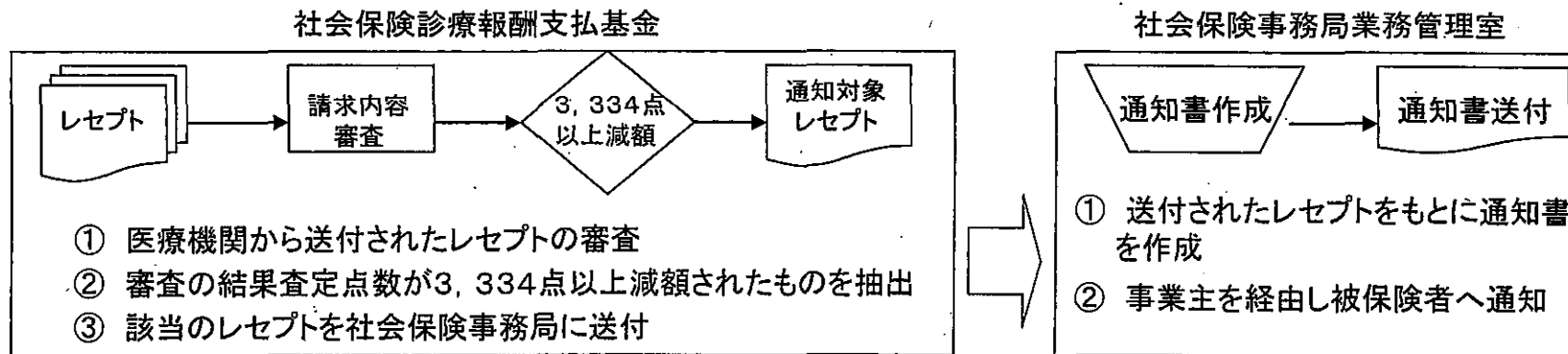
- 1 1月下旬 全件調査の実施通知
- 1 2月上旬 調査結果の報告
- 1 2月上旬 調査結果の検証及び詳細調査
- 1 2月中旬 調査結果の取りまとめ
- 1 2月下旬 被保険者等への通知書の発送

高額査定レセプトにかかる被保険者あて通知の概要

1 概要

社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)におけるレセプトの審査により医療費の額に減額があった場合には、被保険者等の一部負担金等に過払いが生じることから、一部負担金等の額の減額の大きいケースについては、被保険者等に対して、医療費の額と減額された額を通知しているものである。

2 事務処理の流れ



3 医療費の返還方法等

医療機関への返還請求については、被保険者が医療機関に申し出ていただくこととなっている。

なお、医療機関が査定内容を了知して適切に対応する必要があることから、高額査定通知の対象となるレセプトの写しを支払基金から医療機関に送付している。

4 通知の基準等

- ・ 窓口での自己負担額が1万円以上減額となるものを通知対象としている。

※ $3,334 \text{点} \times 10 \text{円} \times 0.3 \text{(窓口負担割合)} = 10,002 \text{円}$

- ・ 基準については、昭和60年6月21日の保険者連絡協議会における申し合わせに準じた取扱としている。

各社会保険事務局別 年度別通知件数

(単位:件)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
北海道	1,526	1,719	1,730
青森	107	102	84
岩手	106	85	108
宮城	557	629	462
秋田	55	67	34
山形	68	31	0
福島	0	188	226
茨城	269	136	104
栃木	33	257	204
群馬	156	168	1
埼玉	0	0	0
千葉	135	96	80
東京	1,869	1,674	682
神奈川	0	0	0
新潟	301	331	298
富山	48	23	17
石川	0	0	70
福井	126	128	166
山梨	75	66	58
長野	139	126	81
岐阜	91	100	153
静岡	383	354	316
愛知	0	0	0
三重	152	71	123
滋賀	108	149	133
京都	184	302	189
大阪	1,116	804	892
兵庫	705	219	292
奈良	90	151	138
和歌山	63	219	206
鳥取	0	0	0
島根	153	120	39
岡山	252	191	275
広島	449	389	349
山口	203	203	250
徳島	119	140	83
香川	148	171	226
愛媛	378	336	262
高知	109	93	40
福岡	965	1,004	1,006
佐賀	128	136	124
長崎	28	163	232
熊本	170	176	146
大分	255	288	258
宮崎	90	133	136
鹿児島	298	290	310
沖縄	82	30	117
合計	12,289	12,058	10,700

(照会先)

社会保険庁運営部医療保険課

課長 松岡

課長補佐 菅野 (内線 3610)

電話 (代表) 03-5253-1111

(直通) 03-3595-2805

平成19年1月17日

社会保険庁

高額査定通知に係る通知について

「高額査定に係る被保険者等への通知件数及び通知漏れについて」(平成18年11月22日に公表)について、以下のとおり実施することとした。

(1) 通知対象

平成15年度から17年度中に社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)から、高額査定通知対象として地方社会保険事務局に送付された政府管掌健康保険及び船員保険の診療報酬明細書を対象に通知状況を確認した結果、通知漏れと思われるものを対象に行う。

(2) 通知を行う件数

9,914件

(3) 通知方法

事業主を経由し被保険者あてに通知

(4) 通知時期

1月18日から

各事務局別通知件数

(単位:件)

	通知を行う件数
北海道	757
青森	25
岩手	29
宮城	17
秋田	28
山形	115
福島	158
茨城	170
栃木	125
群馬	14
埼玉	749
千葉	288
東京	692
神奈川	1,541
新潟	90
富山	103
石川	317
福井	15
山梨	1
長野	18
岐阜	43
静岡	438
愛知	750
三重	81
滋賀	23
京都	91
大阪	1,128
兵庫	190
奈良	40
和歌山	104
鳥取	151
島根	3
岡山	123
広島	106
山口	0
徳島	2
香川	3
愛媛	51
高知	56
福岡	584
佐賀	0
長崎	101
熊本	361
大分	9
宮崎	2
鹿児島	141
沖縄	81
合計	9,914

【照会先】

社会保険庁総務部職員課

上席調査官 小野塚 一幸(3522)

職員係長 田口 澄男(3525)

〔夜間直通：03-3595-2709〕

平成19年8月30日

社会保険庁

高額査定通知に係る不適正な報告に関する処分について

高額査定に係る被保険者等への通知件数及び通知漏れについては、平成18年11月22日に事案の概要等を公表し、処分手続きを進めてきたところであるが、平成15年度から平成17年度に実施した高額査定通知に関し、被保険者等への通知を実施していないにもかかわらず、通知を実施したとして、本庁へ不適正な報告を行っていた社会保険事務局職員及びその監督者である職員に対し、本日付で処分を行った。

1. 処分日

平成19年8月30日（木）

2. 処分等の内訳

懲戒処分の該当条文：国家公務員法第82条第1項第1号及び第2号

(1) 山形社会保険事務局（行為者1名、監督者4名）

①行為者に対する処分

厳重注意（文書） 1名

②監督者に対する処分

厳重注意（文書） 2名

厳重注意（口頭） 2名

(2) 埼玉社会保険事務局（行為者2名、監督者6名）

①行為者に対する処分

厳重注意（文書） 2名

②監督者に対する処分

厳重注意（文書） 3名

厳重注意（口頭） 2名

厳重注意（口頭）相当 1名

（既に退職しているため処分できない。）

(3) 神奈川社会保険事務局 (行為者 4 名、行為者・監督者 2 名、監督者 7 名)

① 行為者に対する処分

訓 告 1 名
厳重注意 (文書) 3 名

② 行為者・監督者に対する処分

戒 告 2 名

③ 監督者に対する処分

厳重注意 (文書) 1 名
厳重注意 (口頭) 1 名
厳重注意 (文書) 相当 2 名
(既に退職しているため処分できない。)
厳重注意 (口頭) 相当 3 名
(既に退職しているため処分できない。)

(4) 愛知社会保険事務局 (行為者 6 名、監督者 7 名)

① 行為者に対する処分

訓 告 6 名

② 監督者に対する処分

厳重注意 (文書) 2 名
厳重注意 (口頭) 2 名
厳重注意 (文書) 相当 2 名
(既に退職しているため処分できない。)
厳重注意 (口頭) 相当 1 名
(既に退職しているため処分できない。)

(5) 鳥取社会保険事務局 (行為者 3 名、行為者・監督者 2 名、監督者 4 名)

① 行為者に対する処分

訓 告 3 名

② 行為者・監督者に対する処分

戒 告 2 名

③ 監督者に対する処分

厳重注意 (文書) 1 名
厳重注意 (口頭) 2 名
厳重注意 (文書) 相当 1 名
(既に退職しているため処分できない。)

3. 再発防止策

今般の事案発生を踏まえ、社会保険庁内部部局職員、地方社会保険事務局及び社会保険事務所職員に対し、本事案の発生原因等を具体的に取り上げ、法令遵守及び業務の適正な処理について改めて周知・徹底し、再発防止に努める。

なお、本年 4 月 13 日、地方社会保険事務局長に対し、高額査定通知を速やかに実施すること、高額査定通知の実施状況については、本庁に対し毎月報告することなどを盛り込んだ通知を発出したところである。